

非常変災時の措置について

陽春の候、保護者の皆さまにはますますご清祥のことと心からお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、非常変災時等の措置について、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

臨時休業になるとき

（１）【午前７時の時点で】以下のものが発表・発令・起きたとき

大阪市に（台風等）	大阪市に（地震等）	東成区に（河川洪水等）
暴風警報	震度５弱以上の地震	警戒レベル３ （高齢者等は避難）
暴風雪警報 特別警報	「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。	警戒レベル４ （全員避難）

またはＪＲ大阪環状線、及び大阪市営地下鉄（ニュートラムを含む）の双方が全面運休している場合

（２）【午前７時以降、始業時刻までに】
上記のものが発表・発令・起きたとき

- ★ 登校後臨時休業となったときには、教職員で生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。（連絡先等の確認を今一度お願いします。連絡先を変更された場合は、担任までご連絡ください。）
- ★ 登校後、警戒レベル３（高齢者等は避難）が発令された場合、校内にて生徒の安全確保に努めます。警戒レベル４（全員避難）が発令された場合、校内にて安全確保に努め、３階以上に避難したうえで、待機させます。
- ☆ 以後、何時の時点で警報が解除されましても、その日は臨時休業ですので、登校の必要はありません。
- ☆ 休業となった場合の過ごし方につきましては、学校でも指導いたしておりますが、ご家庭でもくれぐれもご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。
- ☆ 自然災害等が起こった際には、学校から保護者の皆様に迅速かつ正確に情報伝達することが必要となります。保護者の皆様には、ぜひ学校メールに登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては、配付させていただきました登録シートをご確認ください。
- ☆ 登録シートをなくされた方は担任を通じて申し出てください。